

3 廃棄物関係

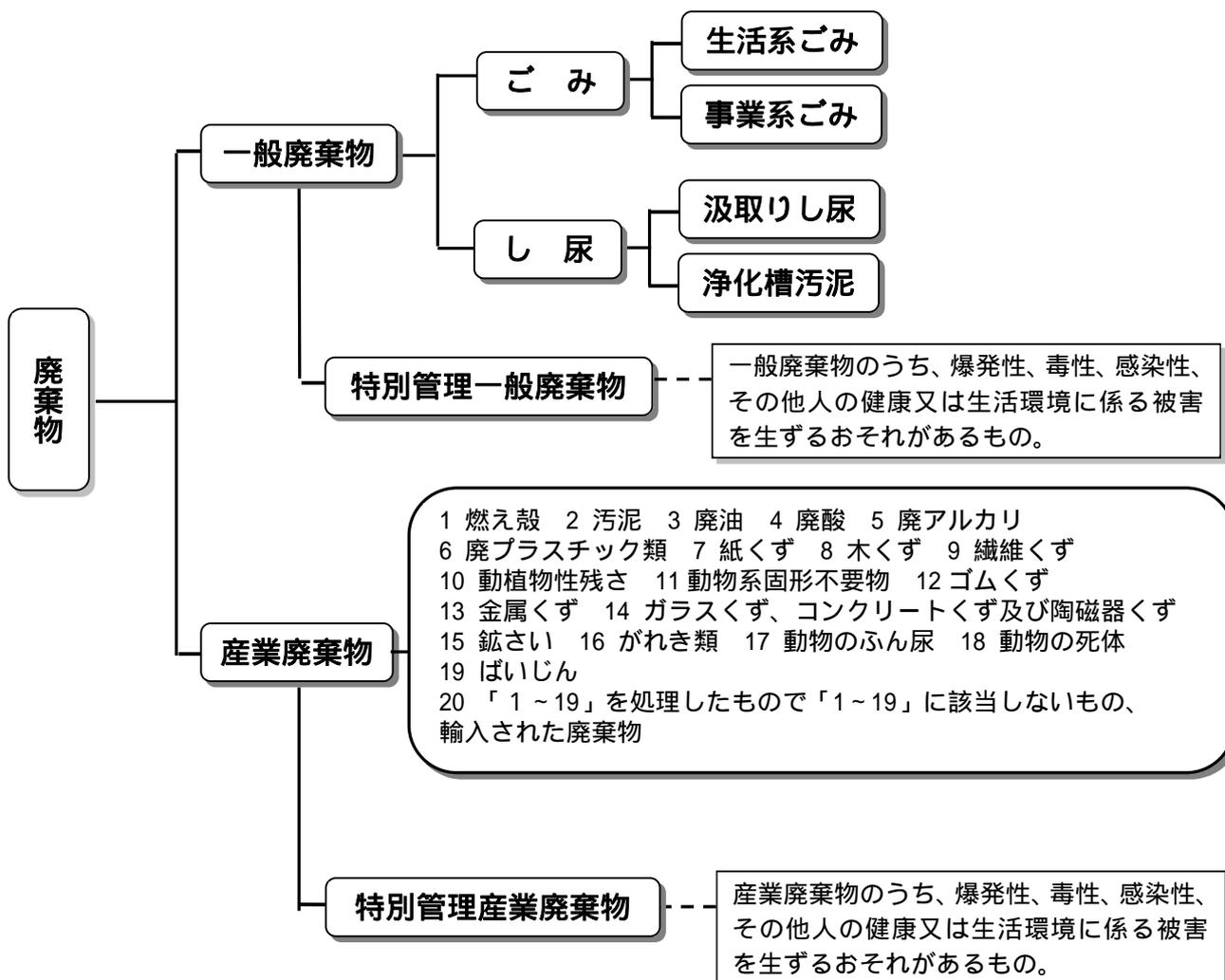
- 3.1 生活系可燃収集ごみの有料化の状況
- 3.2 廃棄物の分類
- 3.3 産業廃棄物の種類
- 3.4 産業廃棄物処理業による処理の実績
 - 3.4.1 産業廃棄物処理業による中間処理の実績
 - 3.4.2 産業廃棄物処理業による最終処分の実績
- 3.5 廃棄物処理法第 15 条に規定する許可施設の設置状況
- 3.6 県廃棄物条例に基づく許可施設の設置状況
- 3.7 産業廃棄物処理業者に係る許可業者数
- 3.8 県内の PCB 廃棄物の保管量、PCB 使用製品の使用量
- 3.9 自動車リサイクル法に基づく県内事業者の登録・許可状況

3.1 生活系可燃収集ごみの有料化の状況(2022年度実績)

超過有料制	指定袋制		料金徴収・指定袋 共になし
	処理料金上乘せ	袋代のみ	
	有料化あり		有料化なし
野田市	千葉市、銚子市、館山市、木更津市、茂原市、東金市、旭市、勝浦市、八千代市、鴨川市、君津市、富津市、四街道市、袖ヶ浦市、南房総市、匝瑳市、香取市、山武市、いすみ市、大網白里市、栄町、神崎町、多古町、東庄町、九十九里町、芝山町、横芝光町、一宮町、睦沢町、長生村、白子町、長柄町、長南町、大多喜町、御宿町、鋸南町	市川市、船橋市、松戸市、成田市、佐倉市、習志野市、柏市、市原市、流山市、鎌ヶ谷市、浦安市、八街市、印西市、白井市、富里市、酒々井町	我孫子市

3.2 廃棄物の分類

廃棄物は以下のように分類されます。



3.3 産業廃棄物の種類

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）」では、次のように産業廃棄物の種類を定めています。

（廃棄物処理法では、産業廃棄物に該当しないものを一般廃棄物としています。なお、有価物及び次の～のものは、廃棄物処理法の対象となりません。
 気体状のもの、放射性物質及びこれによって汚染されたもの、港湾、河川等のしゅんせつに伴って生ずる土砂その他これに類するもの、漁業活動に伴って漁網にかかった水産動植物等であって、当該漁業活動を行った現場付近において排出したもの、土砂及び専ら土地造成の目的となる土砂に準ずるもの

	種類	適用	業種指定	
産業廃棄物	1 燃え殻	石炭灰、重油灰、焼却炉の残灰、炉清掃排出物、その他の焼却残さ		
	2 汚泥	排水処理後及び各種製造業の製造工程で排出された泥状のもの、活性汚泥法による余剰汚泥、凝集沈殿汚泥、建設工事汚泥等		
	3 廃油	鉱物性油、動植物性油、潤滑油、絶縁油、洗浄用油、切削油、溶剤、タールピッチ等		
	4 廃酸	廃硫酸、廃塩酸、各種の有機廃酸類など、すべての酸性廃液		
	5 廃アルカリ	廃ソーダ液等、すべてのアルカリ廃液		
	6 廃プラスチック類	合成樹脂くず、合成繊維くず、合成ゴムくず（廃タイヤを含む）など固形状及び液状のすべての合成高分子化合物		
	7 紙くず	建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去により生じたもの）、パルプ、紙又は紙加工品の製造業、新聞巻取紙を使用して印刷発行を行う新聞業、印刷出版を行う出版業、製本業、印刷物加工業から生ずる紙くず	有	
	8 木くず	建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去により生じたもの）、木材又は木製品の製造業（家具製造業を含む）、パルプ製造業、輸入木材の卸売業及び物品賃貸業から生ずる木材片等、貨物の流通のために使用したパレット等	有	
	9 繊維くず	建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去により生じたもの）、繊維工業（衣服、その他の繊維製品製造業を除く。）から生ずる木綿くず、羊毛くず等の天然繊維くず	有	
	10 動植物性残さ	食品、医薬品、香料製造業において原料として使用した動物又は植物に係る固形状の不要物	有	
	11 動物系固形不要物	と畜場において処分した獣畜及び食鳥処理場において処理した食鳥に係る固形状の不要物	有	
	12 ゴムくず	天然ゴムくずのみ		
	13 金属くず	鉄鋼又は非鉄金属の研磨くず、切削くず等		
	14 ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）、レンガくず、廃石膏等		
	15 鉱さい	高炉、転炉、電気炉などの残さ、キューボラのノロ、ボタ、不良鉱石、粉炭かす、鋳物砂等		
	16 がれき類	工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリート片、アスファルト片、レンガ等		
	17 動物のふん尿	自家用を除くすべての畜産農業に係るもの	有	
	18 動物の死体	自家用を除くすべての畜産農業に係るもの	有	
	19 ばいじん	大気汚染防止法第2条第2項に規定するばい煙発生施設、ダイオキシン類対策特別措置法第2条第2項に規定する特定施設又は汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類の焼却施設からのばいじん、集じん施設によって集められたもの		
	20	上記に掲げる産業廃棄物を処分するために処理したもので、上記の産業廃棄物に該当しないもの		
	輸入された廃棄物	航行廃棄物及び携帯廃棄物を除く廃棄物		
特別管理産業廃棄物	廃油	廃油のうち揮発油類、灯油類、軽油類		
	廃酸	水素イオン濃度指数（pH）2.0以下の廃酸		
	廃アルカリ	水素イオン濃度指数（pH）12.5以上の廃アルカリ		
	感染性産業廃棄物	医療機関等から発生する注射針、注射筒、廃血液等		
	特定有害産業廃棄物	廃ポリ塩化ビフェニル等、ポリ塩化ビフェニル汚染物	廃ポリ塩化ビフェニル、ポリ塩化ビフェニルを含む廃油、ポリ塩化ビフェニルが塗布され又は染み込んだ紙くず、木くず、繊維くず、ポリ塩化ビフェニルが付着し又は封入された又は廃プラスチック類若しくは金属くず、ポリ塩化ビフェニルが付着した陶磁器くず又はがれき類	
	ポリ塩化ビフェニル処理物	廃ポリ塩化ビフェニル等又はポリ塩化ビフェニル汚染物を処分するために処理したもので環境省令で定める基準に適合しないもの		
	廃水銀等	特定の施設等から発生した廃水銀及び廃水銀化合物（水銀使用製品産業廃棄物 ^{注1} 及び水銀含有ばいじん等 ^{注2} を除く。）廃棄物処理施設等で回収した廃水銀、廃水銀等を処分するために処理したものであり環境省令で定める基準に適合しないもの		
廃石綿等 ^{注3}	建築物その他工作物から除去した石綿、石綿含有保温材、作業に用いたプラスチックシート、防じんマスク、発じん機又は集じん機で集められた石綿等			
その他の有害産業廃棄物	特定の施設等から発生した燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、鉱さい、ばいじん等のうち、有害物質が環境省令で定める判定基準に適合しないもの			

注1：水銀使用製品産業廃棄物とは、水銀使用製品（水銀電池、水銀圧力計、蛍光灯等及びこれらが組込まれた製品）が産業廃棄物となったもの。

注2：水銀含有ばいじん等とは、特別管理産業廃棄物に該当しない廃棄物のうち、水銀を一定以上含む燃え殻、鉱さい、汚泥、ばいじん、廃酸、廃アルカリをいう。

注3：アスベストを含む廃棄物は、特別管理産業廃棄物の廃石綿等の他に石綿含有産業廃棄物がある。石綿含有産業廃棄物とは、工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた産業廃棄物であって、石綿をその重量の0.1%を超えて含有するもの。（ただし、廃石綿等を除く。）

3.4 産業廃棄物処理業による処理の実績

3.4.1 産業廃棄物処理業による中間処理の実績（2021・2022年度）

（単位：t）

種 類	県内廃棄物		県外廃棄物		合計		
	2021年度	2022年度	2021年度	2022年度	2021年度	2022年度	
産業廃棄物	燃え殻	991	579	16,562	13,450	17,553	14,029
	汚泥	844,021	839,304	907,302	810,385	1,751,323	1,649,690
	うち建設汚泥	497,707	473,958	742,031	653,944	1,239,737	1,127,901
	廃油	71,043	63,239	50,218	48,975	121,261	112,213
	廃酸	4,497	7,413	14,487	19,732	18,984	27,146
	廃アルカリ	39,323	39,202	40,164	39,456	79,487	78,658
	廃プラスチック類	341,519	326,837	187,809	201,920	529,328	528,758
	紙くず	56,091	43,890	30,121	31,765	86,213	75,655
	木くず	423,195	389,419	179,670	184,861	602,866	574,280
	繊維くず	9,256	8,133	12,141	12,110	21,397	20,243
	動植物性残さ	41,303	45,093	54,090	53,405	95,393	98,498
	がれき類	3,334,513	3,657,841	1,611,131	1,662,216	4,945,643	5,320,057
	金属くず	77,736	87,628	58,945	60,684	136,681	148,312
	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	308,729	253,331	295,766	308,796	604,495	562,127
	鋳さい	22,488	8,769	49,844	48,846	72,331	57,615
	ゴムくず	89	48	189	155	278	203
	ばいじん	47,644	36,737	67,650	68,291	115,295	105,029
	動物の死体	0	0	0	0	0	0
	動物系固形不要物	3	3	21	15	24	17
	動物のふん尿等	2,763	2,745	0	0	2,763	2,745
その他	0	0	0	0	0	0	
小 計	5,625,205	5,810,212	3,576,110	3,565,063	9,201,315	9,375,276	
産業廃棄物 特別管理	廃油	18,007	17,776	20,170	21,455	38,176	39,231
	廃酸	44,881	50,023	18,366	20,708	63,246	70,730
	廃アルカリ	12,200	12,987	11,293	12,219	23,493	25,206
	感染性産業廃棄物	17,924	19,568	11,775	10,706	29,699	30,274
	特定有害廃棄物	18,493	18,187	17,771	18,586	36,264	36,773
	小 計	111,504	118,540	79,374	83,674	190,878	202,214
合 計	5,736,709	5,928,753	3,655,484	3,648,737	9,392,193	9,577,490	
県内・県外の割合（%）	61.1	61.9	38.9	38.1	100	100	

注：千葉市、船橋市、柏市分を含む。

3.4.2 産業廃棄物処理業による最終処分の実績（2021・2022年度）

（単位：t）

種類	県内廃棄物		県外廃棄物		合計		
	2021年度	2022年度	2021年度	2022年度	2021年度	2022年度	
産業廃棄物	燃え殻	27,491	30,464	490	844	27,981	31,309
	汚泥	48,770	45,855	18,153	11,872	66,923	57,727
	うち建設汚泥	0	0	0	0	0	0
	廃プラスチック類	20,535	17,251	26,515	21,530	47,051	38,781
	紙くず	389	223	436	360	824	582
	木くず	2,025	2,591	632	359	2,657	2,950
	繊維くず	377	185	356	266	732	451
	動植物性残さ	0	1	0	0	0	1
	ゴムくず	37	71	62	24	99	95
	金属くず	2,752	2,306	2,205	1,867	4,957	4,173
	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	35,917	36,200	35,820	42,548	71,737	78,748
	がれき類	48,269	49,546	34,303	41,622	82,572	91,168
	鋳さい	2,376	1,060	1,948	243	4,325	1,303
	ばいじん	10,684	8,781	0	0	10,684	8,781
	その他	89	353	147	217	236	570
小計	199,711	194,887	121,067	121,753	320,778	316,640	
特別管理産業廃棄物（廃石綿等）	13	5	0	0	13	5	
合計	199,724	194,891	121,067	121,753	320,791	316,645	
県内・県外の割合（％）	62.3	61.5	37.7	38.5	100	100	

注：千葉市、船橋市、柏市分を含む。

3.5 廃棄物処理法第15条に規定する許可施設の設置状況(2024年3月末現在)

種別	種類内容	排出事業者	処理業者	合計
中間処理施設	汚泥の脱水施設	41	17	58
	汚泥の乾燥施設（機械乾燥）	7	6	13
	汚泥の乾燥施設（天日乾燥）	1	1	2
	汚泥の焼却施設	5	27	32
	廃油の油水分離施設	3	16	19
	廃油の焼却施設	7	23	30
	廃酸又は廃アルカリの中和施設	1	4	5
	廃プラスチック類の破碎施設	1	103	104
	廃プラスチック類の焼却施設	2	29	31
	木くず又はがれき類の破碎施設	16	214	230
	金属等を含む汚泥のコンクリート固化施設	0	0	0
	水銀又はその化合物を含む汚泥のばい焼施設	0	0	0
	汚泥、廃酸又は廃アルカリに含まれるシアン化合物の分解施設	1	0	1
	廃ポリ塩化ビフェニル等、ポリ塩化ビフェニル汚染物又はポリ塩化ビフェニル処理物の焼却施設	0	0	0
	廃ポリ塩化ビフェニル等又はポリ塩化ビフェニル処理物の分解施設	0	0	0
	ポリ塩化ビフェニル汚染物又はポリ塩化ビフェニル処理物の洗浄施設又は分離施設	0	0	0
	木くず等の焼却施設	5	34	39
	合計	90	474	564
	最終処分場	安定型	3	7
管理型		3	6	9
遮断型		1	0	1
合計		7	13	20

注1：千葉市、船橋市、柏市内の施設を含む。

注2：最終処分場は残余容量が0及び閉鎖した施設は除き、公共施設を含む。

注3：施設数は、種類内容の区分に従った延べ施設数

3.6 県廃棄物条例に基づく許可施設の設置状況(2024年3月末現在)

種類	排出事業者	処理業者	合計
焼却施設	18	3	21
破碎施設	8	86	94
積替保管場	39	0	39
合計	65	89	154

3.7 産業廃棄物処理業者に係る許可業者数 (2024年3月末現在)

業区分		収集運搬業	処分業							合計
年度	種類	収集運搬のみ	小計	中間処理	最終処分	収運 + 中間	収運 + 最終	中間 + 最終	収運 + 中間 + 最終	
2022年度	産廃	11,075	287	68	3	210	4	0	2	11,362
	特管	880	32	12	1	19	0	0	0	912
	許可業者数	11,158	289	70	3	210	4	0	2	11,447
2023年度	産廃	11,452	288	70	3	209	4	0	2	11,740
	特管	895	32	12	1	19	0	0	0	927
	許可業者数	11,524	290	72	3	209	4	0	2	11,814

注：政令市（千葉市、船橋市、柏市）の許可は含まない

産廃、特管両方の許可を持っている業者がいるため、産廃、特管の合計と必ずしも

3.8 県内の PCB 廃棄物の保管量、PCB 使用製品の使用量（2023 年 3 月末現在）

	PCB 廃棄物の種類（単位）	PCB 濃度 5,000mg/kg 超 （高濃度 PCB 廃棄物） （注 1）		PCB 濃度 5,000mg/kg 以下 （低濃度 PCB 廃棄物） （注 1）	
		保管量	使用量	保管量	使用量
変圧器、 コンデン サー、 PCB 油等	変圧器（台）	0	0	1,455	1,672
	コンデンサー（3kg 以上）（台）	26	0	840	1,237
	PCB を含む油（kg）	7,025.3	0.0	199,918.1	524.0
	柱上変圧器（台）（注 2）	0	0	5	0
	電気事業者の柱上変圧器（台） （注 3）	0	0	11,402	59
安定器 及び 汚染物等	コンデンサー（3kg 未満）（台）	36,538	0	21,152	277
	安定器（台）	34,303	964	5,649	130
	その他の機器等（台）（注 4）	14	3	1,302	491
	感圧複写紙（kg）	0.0	0.0	4,049.2	0.0
	ウエス（kg）	3,411.1	0.0	1,867.4	0.0
	OF ケーブル（kg）	0.0	0.0	22,849.0	141,612.0
	汚泥（kg）	2,032.0	0.0	52,986.9	0.0
	塗膜（kg）	506.5	0.0	25,192.3	9,100.0
その他（kg）（注 5）	26,214.8	180.0	641,862.3	211,504.5	

注 1：PCB 特別措置法第 8 条第 1 項の規定に基づき保管事業者から届出された保管量及び使用量。

ドラム缶等の各種容器にまとめて保管している場合等、台数（個数）や重量で計上できないものがある。PCB を含む油、感圧複写紙、ウエス、汚泥、塗膜及びその他の数量について、体積で届出がなされたものについては、1L=1kg として重量に換算し計上している。なお、低濃度 PCB 廃棄物には、濃度不明（低濃度疑い物）も含む。

注 2：電気事業者の柱上変圧器を除く。

注 3：東京電力パワーグリッド株式会社が所有するもの。

注 4：「その他の機器等」とは、開閉器、遮断器、リアクトル、放電コイル等をいう。

注 5：「その他」とは、がれき類、分析時の採油用具、保管容器等の PCB 汚染物、コンサベーター等の機器のうち PCB に汚染されたものをいう。

注 6：千葉市、船橋市、柏市分を含む。

3.9 自動車リサイクル法に基づく県内事業者の登録・許可状況（2024 年 3 月末現在）

業 種	引取業者	フロン類 回収業者	解体業者	破砕業者
県内（下記を除く）	1,072	511	353	37
千葉市	124	64	50	6
船橋市	43	5	2	1
柏 市	76	34	23	3
合 計	1,315	614	428	47